

平成25年石巻市議会第1回定例会提出議案の概要について (市長コメント)

今回の提出議案は、**条例関係議案が18件、予算関係議案が14件、条例外議案が16件の合計48件**です。

まず初めに、**条例関係議案**について御説明いたします。

第7号議案「東日本大震災による被災施設の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例」は、東日本大震災により全壊・流出した公共施設の再建（廃止）について、昨年8月に策定した「被災公共施設の再建（廃止）方針」に基づき、関係条例の廃止及び一部を改正するものです。

次に、**第8号議案「石巻市議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例」**は、地方自治法が改正され、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められたほか、交付目的に「その他の活動」が加えられ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める必要が生じたことから、本条例の一部を改正するものです。

次に、**第9号議案「集会所的施設における利用料金導入等に伴う関係条例の整備に関する条例」**は、主に地域の集会所として使用されている施設の料金体系を、地方自治法に規定する利用料金制度に改めるものです。

あわせて、直営施設における暖房料等の標記についても整合を図るため、関係条例の一部を改正するものです。

次に、**第10号議案「石巻市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」**は、現行の本条例の規定において8級の職務にある者は、グリーン車等の特別車両を利用した場合に旅費を支給できる規定になっておりますが、実際は旅費を支給していないことから、明確に適用しない旨を規定するため、本条例の一部を改正するものです。

次に、**第11号議案「石巻市手数料条例の一部を改正する条例」**は、市街化区域等の低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物については、税の減免等の支援措置を受けられるようになったことから、低炭素建築物新築等計画の認定申請をしようとする者から徴収する手数料の金額を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第12号議案「石巻市公民館条例の一部を改正する条例」は、「被災公共施設の再建（廃止）方針」に基づき被災した公民館施設を廃止し、併せて、公民館施設への冷房設備の設置に対応した使用料とするため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第13号議案「石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正されたことに伴い、本条例で引用している同令第14条第7項が同条第8項に繰り下げられたことから、本条例の一部を改正するものです。

次に、第14号議案「石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は、医療費助成の受給資格を更新するためには、毎年の申請行為が必要であったことから、対象者である重度心身障害者等の負担を軽減するため、受給資格を担当課で確認して更新できるよう、本条例の一部を改正するものです。

次に、第15号議案「石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」は、放課後児童クラブの利用対象児童を小学4年生までに拡大するとともに、余裕教室を活用して開北地区、万石浦地区及び大谷地地区に新たな児童クラブを設置することから、本条例の一部を改正するものです。

次に、第16号議案「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることから、関係条例の一部を改正するものです。

次に、第17号議案「石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例」は、本施設は、牡鹿地区を除いて指定管理者制度を導入し管理を行っていますが、料金体系を地方自治法に規定する利用料金制度に改めるものです。また、昨年8月に策定した「被災公共施設の再建（廃止）方針」に基づき被災した施設を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第18号議案「石巻市介護保険条例の一部を改正する条例」は、震災後の状況を考慮して策定する予定の「(改定版) 石巻市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」に基づき、本条例第3条で規定する保険料率の年度及び保険料率を改めるため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第19号議案「石巻市印鑑条例の一部を改正する条例」は、現在、紙媒体に印字された印鑑登録原票をスキャナで読み込み、副本として電子媒体に記録したものを印刷することにより印鑑証明を交付しているものを、事務の効率化を図るため、磁気ディスクをもって原票を調製することができるよう、本条例の一部を改正するものです。

次に、第20号議案「石巻市防災会議条例の一部を改正する条例」は、各地区における防災の中心を担う石巻市消防団副団長(地区団長)を石巻市防災会議委員とするため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第21号議案「石巻市生活改善施設等設置に関する条例の一部を改正する条例」は、石巻市河北福地林業者生活改善センターを指定管理者である福地自治会(地縁団体)に無償譲渡するため、同施設を廃止するとともに、料金体系に地方自治法に規定する利用料金制度を導入するため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第22号議案「石巻市都市公園条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災の復興支援として、プロサッカー選手である本田圭佑氏によって総合運動公園内に人工芝のフットサルコートが設置され、本市に寄贈されることになったことから、石巻フットサルコートに係る諸規定を定めるものです。

また、昨年8月に策定した「被災公共施設の再建(廃止)方針」に基づき被災した公園を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第23号議案「石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例」は、新渡波西地区及びあけぼの北地区に被災市街地復興土地区画整理事業を施行するに当たり、本市が施行する土地区画整理事業として規定するため、本条例の一部を改正するものです。

次に、第24号議案「石巻市営住宅条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災による被災者向け災害公営住宅として、石巻市復興公営住宅(石巻市営根上り松復興住宅・石巻市営中里七丁目復興住宅)の管理を開始することになったことから、本条例の一部を改正するものです。

次に、平成25年度当初予算の概要について、御説明いたします。

平成25年度当初予算は、「復興の加速化」を最重要ポイントに「震災復興基本計画」に掲げる「復旧期」から「再生期」への円滑な移行を図るため、復旧・復興事業への「重点化」を継続する一方、「総合計画」に基づく事業など通常事業については、厳選して取り組み、さらに、市税収入の減少に対応した歳入の確保と併せ、経常的経費を中心にもう一段踏み込んだ削減を実施することを予算編成の基本方針として望みました。

私は、国の復興予算枠の拡大に伴う財政支援や税制等各種制度改正、雇用対策、地域振興施策等の動向を見定めた中、復興の加速化に向け、津波避難タワーや新たな都市計画道路の整備など「災害に強いまちづくり」、新市街地の整備や復興公営住宅の早期の供給など「暮らしを早く取り戻す」、復興特区制度等を活用した被災事業者への支援の強化や新産業の創出など「産業・経済の再生」、高台への住家の移転促進や農林水産業の振興など「総合支所エリアの復興」を重点的に取り組むべき施策と位置付け『いしのまき復興加速予算』を編成いたしました。

また、総合計画のリーディングプロジェクトについても、子育てを支援する環境の整備として、放課後児童クラブの利用対象児童を小学校3年生から4年生に拡大するとともに、「子ども医療費」についても、新たに中学3年生までの入院分を助成対象に加え、さらに、虐待防止と権利擁護等を総合的に推進するため関連経費の集約と拡充を図ったほか、企業立地を促進するため、工業団地整備に係る測量調査費なども盛り込んだところであります。

その結果、一般会計予算では、2,260億円、土地取得特別会計を始めとする11特別会計予算では、594億991万5千円、病院事業会計では、22億6,485万8千円とし、全会計の総額では、2,876億7,477万3千円を計上することにいたしました。

今後も、厳しい財政状況は当面続くものと予想されますが、国や県、関係機関と連携を図りながら、「ふるさと石巻の新しい未来を切り開く」ため、直面する諸課題に迅速かつ適切に対応しながら復興を着実に前進させるとともに、引き続き、健全な財政運営に努めてまいり所存であります。

次に、**その他の議案**について、御説明いたします。

まず、**第38号議案「財産の無償譲渡について」**は、石巻市河北福地林業者生活改善センターについて、福地地区住民の集会所として地域コミュニティの形成・維持に寄与しており、利用実績も福地地区の集会所としての利用がほとんどであるほか、福地自治会から譲渡申請が出されていることから、本施設を廃止し同自治会に無償譲渡することとし、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものです。

次に、**第39号議案「財産の無償譲渡について」**は、石巻ロイヤル病院の西館及び南館について、平成19年8月1日から医療法人啓仁会に無償貸与している旧公立深谷病院の建物のうち、解体の対象となっている西館及び南館を同法人に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めるものです。

次に、**第40号議案「財産の無償貸付けについて」**は、石巻産業創造株式会社へ無償貸付けしている「石巻ルネッサンス館」用地の貸付期間が、本年3月31日をもって満了することから、引き続き当該用地を無償貸付けすることについて議決を求めるものです。

次に、**第41号議案「宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」**は、市町村合併により構成団体の数が減少し、組合議会の議員の選挙区において各選挙区の団体数に較差が生じていることから、選挙区の見直しを行うとともに、構成団体の一つである「みやぎ県南中核病院企業団」が企業長を設置したことから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体の協議を要するため、地方自治法第290条第1項の規定により議決を求めるものです。

次に、**第42号議案「公の施設の利用の廃止に関する協議について」**及び**第43号議案「公の施設の利用に関する協議について」**は、涌谷町の公の施設である「町立城山保育所」が本年3月31日をもって閉所することに伴い、本市の市民が利用することを廃止し、新たに幼保一元化施設となる「町立さくらんぼこども園」が開所することに伴い、本市の市民が利用できるように、新たに協議書を取り交わすものです。

次に、「**第44号議案**」は、(石巻(鹿立浜・竹浜)地区防災集団移転宅地造成工事)に伴う工事請負の契約締結についてであります。2月15日、雁部建設・三井住建道路復旧・復興建設工事共同企業体ほか1社による指名競争入札を行い、雁部建設・三井住建道路復旧・復興建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社と**3億7,800万円**で本工事に係る工事請負契約を締結することとして、提案するものです。

次に、「**第45号議案**」は(牡鹿(鮫浦・前網浜)地区防災集団移転宅地造成工事)に伴う工事請負の契約締結についてであります。2月15日、株式会社マルテックほか2社による指名競争入札を行い、株式会社マルテックが落札いたしましたので、同社と**3億8,430万円**で本工事に係る工事請負契約を締結することとして、提案するものです。

次に、「**第46号議案**」は(雄勝(名振・大須)地区防災集団移転宅地造成工事)に伴う工事請負の契約締結についてであります。2月15日、佐藤建設株式会社ほか5社による指名競争入札を行い、佐藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社と**3億6,540万円**で本工事に係る工事請負契約を締結することとして、提案するものです。

次に、「**第47号議案**」は(北上(小室・小指・釜谷崎)地区防災集団移転宅地造成工事)に伴う工事請負の契約締結についてであります。2月15日、株式会社山内組ほか4社による指名競争入札を行い、株式会社山内組が落札いたしましたので、同社と**6億7,830万円**で本工事に係る工事請負契約を締結することとして、提案するものです。

次に、「**第48号議案**」は(しらさぎ台三丁目地内法面災害復旧工事)に伴う工事請負の契約締結についてであります。2月15日、南光運輸株式会社ほか1社による制限付き一般競争入札を行い、南光運輸株式会社が落札いたしましたので、同社と**1億4,682万7,800円**で本工事に係る工事請負契約を締結することとして、提案するものです。

次に、「**第49号議案**」は（向陽小学校屋内運動場建設工事）に伴う工事請負の契約締結についてであります。2月15日、日本製紙石巻テクノ株式会社ほか3社による制限付き一般競争入札を行い、日本製紙石巻テクノ株式会社が落札いたしましたので、同社と**4億2,297万4,650円**で本工事に係る工事請負契約を締結することとして、提案するものです。

次に、「**第50号議案**」は（万石浦小学校屋内運動場建設工事）に伴う工事請負の契約締結についてであります。2月15日、豊和建设・仙建工業復旧・復興建設工事共同企業体による制限付き一般競争入札を行い、豊和建设・仙建工業復旧・復興建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同社と**4億4,709万円**で本工事に係る工事請負契約を締結することとして、提案するものです。

次に、**第51号議案**「市道路線の認定について」、**第52号議案**「市道路線の廃止について」及び**第53号議案**「市道路線の変更について」は、市道路線の認定、廃止及び変更を行うものです。

なお、今回の路線を含めた本市の市道路線は4,687路線、約2,074キロメートルとなる予定であります。

以上が、今議会に提案いたします議案の概要です。